

確 約 書

私は、沼津市牧水記念館の使用について、沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等でないこと及び同条第6条に規定する暴力団を利する活動に使用しないことを確約します。

また、当該申請について必要な場合には、沼津市が申請者の個人情報を経済警察本部に照会することについて同意し、当該照会に係る必要書類の請求をしたときには当該請求に従うことに承諾します。

年 月 日

沼 津 市 教 育 委 員 会 様

住 所 〒

代表者氏名

印

沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）抜粋

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この条において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （2）暴力団員等 法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

（市の事務及び事業における措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務及び事業により暴力団を利することとならないよう、市の事務及び事業からの暴力団排除のための必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公共工事その他の市の事務及び事業に関する契約において、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）当該契約の相手方（下請その他の当該契約に関連する契約の相手方を含む。以下同じ。）から暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者を排除すること。
- （2）当該契約の相手方が、当該契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市に報告するとともに、所轄警察署への通報その他の暴力団排除のために必要な協力を行うこと。